

平成 30 年度 事業計画（佐賀支部）（案）

佐賀支部の基本方針として、加入者の利益実現に資するため、医療費適正化に直結する施策に特に重点的に取り組む。

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>①現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が 83 万円以上である申請や、資格取得直後や高額な標準報酬月額への変更直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。 ・ 審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断し、事業主への立入検査を実施するなど不正請求を防止する。 ・ 傷病手当金と障害年金の併給調整について、「事務手順書」に基づく事務処理の徹底を行う。 <p>②効果的なレセプト点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した内容点検の推進及び社会保険診療報酬支払基金との連携・協議による効果・効率的な内容点検を実施する。また、外部委託の活用により委託業者との点検ノウハウ等の情報共有を実施し、点検効果額向上を図る。さらに、内容点検にかかる研修や勉強会を定期的実施し、点検員の点検技術の向上を図る。 ・ レセプト請求前資格確認及び資格点検システムを最大限活用し、適正かつ効率的な資格点検を実施する。 ・ 受診者に対する「負傷原因の照会」及び「第三者の行為による傷病届」の回答・届出を促進し、外傷点検効果額向上を図ることにより健康保険の適正な給付を推進する。 <p>■ K P I : 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p> <p>(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽ佐賀支部の医療費総額</p> <p>③柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。また、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、適宜、施術者に照会するとともに、必要に応じ厚生局への情報提供を行う。 ・ 加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレット等を同封するなど、柔道整復施術

受診についての正しい知識の普及を図る。

- K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び各種債権の回収業務の推進

- ・ 保険証未回収者に対する返納催告を日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に確実に実施する。また、当催告後の未返納者に対しては、1 ヶ月以内に文書または電話による再催告を実施する。
- ・ 発生した債権については、文書催告のほか、電話や訪問による催告により早期回収に取り組むとともに、弁護士を活用した文書催告、国保保険者との保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率の向上を図る。

- K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 ヶ月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする。
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

⑤サービス水準の向上

- ・ お客様満足度調査・お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等に迅速に対応する。
- ・ 現金給付の申請受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 日間）を徹底する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から電話・窓口での問い合わせや各種研修会において、郵送による申請を勧奨する。

- K P I : ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする。
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 87.0%以上とする。

⑥限度額適用認定証の利用促進

- ・ 加入者の医療機関窓口での負担軽減を図るため、事業主や健康保険委員等に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、医療機関と連携し、加入者の入院時に限度額適用認定申請書を配布していただくよう医療機関の窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- K P I : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 83.0%以上とする。

	<p>⑦被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構と連携し、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図るために、効果的な広報を展開し、事業主の協力を得ながら的確に実施する。また、被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ■ K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 87.0%以上とする。 <p>⑧オンライン資格確認の利用率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入機関の利用率向上に向けて他支部の好事例等情報収集を行い実施機関へ展開する。 <ul style="list-style-type: none"> ■ K P I : 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする。
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p> <hr/> <p>① データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施＜I、II、III＞</p> <p>上位目標：メタボリックシンドロームリスク保有者および予備軍の該当割合を対27年度比で減少させる</p> <hr/> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>特定健診受診率目標（全体）55.1%（受診対象者数：146,077人、実施見込者数：80,500人）</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：112,117人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ K P I : 生活習慣病予防健診 実施率 58.0%（実施見込者数：65,000人） 事業者健診データ 取得率 6.2%（取得見込者数：7,000人） <p>○被扶養者（受診対象者数：33,960人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ K P I : 特定健康診査 実施率 25.0%（実施見込者数：8,500人）

○健診の受診勧奨対策

- ・健診推進経費を活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・健診機関、外部委託業者を活用した事業者健診結果データ取得の取り組み
- ・新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨
- ・オプション健診を取り入れた支部独自の集団健診の実施
- ・大型商業施設等での特定健診の実施
- ・市町の特定健診会場へ対象者を誘導する広報の実施

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

- K P I : 特定保健指導実施率目標 (全体) 19.0% (対象者数 : 15,042 人、実施見込者数 : 2,860 人)

○被保険者 (対象者数 : 14,328 人)

- ・特定保健指導 実施率 19.7% (実施見込者数 : 2,820 人)
(内訳) 協会保健師実施分 14.7% (実施見込者数 : 2,100 人)
アウトソーシング分 5.0% (実施見込者数 : 720 人)

○被扶養者 (対象者数 : 714 人)

- ・特定保健指導 実施率 5.6% (実施見込者数 : 40 人)

○保健指導の受診勧奨対策

- ・特定保健指導の運用見直しを活用した健診当日の初回面談の実施拡大
- ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進
- ・外部委託先との合同研修、意見交換会の実施による保健師等のスキルアップ
- ・トップ営業による外部委託先の新規開拓および指導実施体制の強化
- ・事業所訪問等による事業所への保健指導受け入れ勧奨

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨

- ・保健師等の知見を活用した糖尿病等の未治療者への受診勧奨を実施

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施 <p>○事業主への受診勧奨への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、労働局、産業保健総合支援センターと連携し、事業主からの未受診者勧奨を促進 <p>■ K P I : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする</p>
	<p>iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）</p> <p>○関係団体や地元メディアと連携して健康経営に取り組む機運を高め、健康宣言実施事業所数の更なる拡大を図る。</p> <p>○健康経営の実践を効率的に推進するために、関係団体と連携し宣言事業所のフォローアップ強化を図る。</p>
	<p>② ○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進＜Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀支部の医療費と保険料率の状況をインセンティブ制度導入の周知と併せて発信し、健診受診等の必要性を訴えていく。 ・全国平均と比べ医療費の割合が高い疾患予防のための研修を健康保険委員向けに実施する。 <p>■ K P I : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p style="padding-left: 40px;">②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする</p>
	<p>③ ○ジェネリック医薬品の使用促進＜Ⅰ、Ⅲ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックカルテを活用した医療機関、薬局へのアプローチを引続き実施する。 ・佐賀支部の取組を参画する佐賀県後発医薬品使用検討協議会や関係団体へ積極的に発信する。 <p>■ K P I : 佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合を76.5%以上とする</p>
	<p>④ ○医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ＜Ⅰ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部から提供された各種データ・ツール等を活用し、地域差の要因について佐賀県の関係部署等と共有を図る。 <p>■ K P I : ①他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議へ被用者保険者の参加率を80.0%以上とする</p> <p style="padding-left: 40px;">②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施</p>

	する
3. 組織体制関係	<p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準人員に基づく人員配置を実施し、更なる業務の効率化を押し進めていく。 <p>②OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを中心としつつ、集合研修や自己啓発等効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 <p>③インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他支部との比較を通じて佐賀支部業績向上を図る。 <p>④費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛け等を引続き実施する。

特別計上経費

協会全体の予算で措置されない事業を、「加入者の利益に寄与する」もしくは「加入者へのサービス向上」等を目的に支部独自で実施する場合に予算計上する経費

特別計上経費には予算枠の有無が設定されており、予算枠を超過した金額が都道府県単位保険料率に反映(評議会への付議が必要)

平成30年度 特別計上分等整理結果

事項	新規/ 継続	取組名	概要	経費	計	支部 予算 枠
その他 保健 事業	継続	【がん征圧県民のつどい】への参加	リレー・フォー・ライフ・ジャパンが展開するイベントへのブース出展、健康度測定	115	230	2,171 ※
	継続	【さが桜マラソン】への参加	会場へブース出展、支部広報及び保健師による健康相談等	115		
広報・ 意見 発信	継続	紙媒体による広報(定期的に事業所等へ送付するチラシ等)	納入告知書へ同封するチラシ作成	1,120	3,537	3,538
	継続	健康企業宣言推進事業	宣言登録勸奨、冊子・ステッカー等作成、宣言事業所フォロー	1,365		
	継続	心の健康づくりフォーラム	県等が主催するフォーラムに共催で参画	54		

※残りは通常経費の中の「 DETAILS 計画の実施にかかる経費」及び「受診勧奨対策経費」の支部予算枠へ上乗せして計上予定

平成30年度 特別計上経費の予算枠超過は発生しない